

港区中学校海外修学旅行事業業務委託採点基準表  
(一次審査)

一次審査（書類審査）			
候補者名		記入者	

1 業務実績の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	満点	
		1	2	3	4	5				
(1) 業務実績について【様式4】【様式5】										
ア	専門技術力(実績)	本業務の実施に有用な実績を十分に有しているか。					×2			10
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	満点	
		1	2	3	4	5				
(1) 業務従事予定者の配置計画及びスケジュールについて【様式6】										
ア	企画提案書の内容	業務従事予定者の配置計画及びスケジュールが適切か。					×2			10
(2) 海外修学旅行事業に対する考え方について【様式7】企画提案書項番1										
ア	基本理念	港区の国際理解教育を理解しており、本事業の趣旨を踏まえ独自性がある内容となっているか。					×2			10
(3) 海外修学旅行の行程について【様式7】企画提案書項番2										
ア	海外修学旅行の行程	生徒にとって無理のない行程かつ効率的なものになっているか。					×2			10
(4) 海外修学旅行の内容の充実について【様式7】企画提案書項番3										
ア	現地学生との交流(2日目)	現地学生の質の確保等の計画に実現性があり、交流のプログラムは英語を十分に活用できるものになっているか。					×4			20
イ	セントーサ島内の見学(3日目)	セントーサ島内の見学先や体験内容はシンガポールの文化や国際理解を深められ、多様なプログラムが選択できる内容となっているか。					×4			20
ウ	見学学習(全体見学)(4日目)	キャリア教育や自然体験、SDGs事情の学習等、シンガポール現地ならではの資源を十分に活用した、多様なプログラムが選択できるものとなっているか。					×4			20
エ	事前事後学習の内容	事前事後学習について具体的・効果的な内容が提案されているか。					×4			20
オ	効果検証	効果検証方法は具体的な手法と内容が示されているか。					×4			20
(5) 実地踏査について【様式7】企画提案書項番4										
ア	実地踏査の内容	本番で訪問する施設や宿泊施設等を十分に確認できる効率的・効果的な行程と内容が組まれているか。					×1			5
(6) 加入する保険について【様式7】企画提案書項番5										
ア	保険の内容	生徒・引率者が加入する保険の内容について不足の事態を十分に踏まえた補償となっているか。					×1			5
(7) 安全確保について【様式7】企画提案書項番6										
ア	生徒の安全確保	宿泊場所の選定や生徒の食物アレルギー等への配慮に問題がないか。また、特別な配慮が必要な生徒や緊急の事態を要する場合への対応が適切か。					×4			20
(8) 相談・問合せ対応について【様式7】企画提案書項番7										
ア	相談・問合せ対応について	保護者・引率者から相談・問合せを受けた際の体制が構築されているか。					×2			10
3 見積額の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	満点	
		1	2	3	4	5				
(1) 見積額について【様式8】										
ア	見積額	修学旅行にふさわしくない華美な内容にならず、効率的な企画を組んで、不必要な経費増を抑えているか。費用対効果が十分に見込まれるものとなっているか。					×4			20
一次審査合計点									200	

加点点項 以下のア～オの各項目に該当する場合、一次審査合計点に加算します。 ※最大5点(1点×5項目)加算されます。	満点	5点
ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、1点を加算		
イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定 又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、1点を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算		
ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、1点を加算		
エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、1点を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算		
オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、1点を加算		

講評等(ポイントとなった事項など)